



行政・公共

Public

① こんばんは市長室

昼間働いている方や大勢の中で話すことが苦手な方、直接市長とお話したい方などのために「こんばんは市長室」を開設しています。

日ごろ、まちづくりについて感じていることなど、市長と一緒に考えてみませんか。
対象者 市内に居住されている方、または市内の企業に勤務されている方。

日時 7月21日(火)18時～

(変更になる場合があります) ※懇談時間は1人30分としてお申し込みをお願いします。
受付 7月1日(水)～6日(月) **申込み・問合せ**

広報広聴係 ☎32-1834

② 定期行政相談

毎日の暮らしの中で、行政について苦情、要望、意見はありませんか。行政相談の対象となる業務は、国の行政機関、特殊法人(JRやNTT等)の業務、年金、登記、道路、河川、郵便、窓口サービス等の業務です。相談は無料で秘密は厳守します。口頭、電話、手紙での相談にもお応えします。お気軽にお越しください。

日時 7月15日(水)13時～16時
会場 市産業研修ホール2階 (総合体育館横)

行政相談委員

堀口 妥氏・北村 則子氏

問合せ 市民相談係

☎32-1834

③ 無料法律相談会

無料法律相談会を開催します。訪問販売で高額商品を買われたけど解約したい…、借金を整理したい…などなどお気軽にご相談ください。

日時

7月7日(火)歌志内市・上砂川町

村田 雅彦 弁護士

7月14日(火)赤平市

丸山 健 弁護士

7月21日(火)歌志内市・上砂川町

林 順敬 弁護士

◆ 7月28日(火)赤平市

本多 良平 弁護士

赤平会場 市コミセン別館

開催時間

赤平市・歌志内市(10時から12時)

上砂川町

(13時30分から15時30分)

予約・問合せ

市民相談係 ☎32-1834

歌志内市役所 ☎42-3211

上砂川町役場 ☎62-2011

④ 災害時の避難行動要支援者名簿の共有についてのお願

● 東日本大震災以降、災害時の避難が重要視されています。

● 災害対策基本法の改正により、特に要介護認定者や障害者などが逃げ遅れることのないよう、市役所では避難支援が必要な方の名簿を作成しています。

● また、市役所以外でも、町内会や、消防・警察・民生委員・児童委員・社会福祉協議会など、まわりにいる方々が、いざというときに避難を手助けできるよう、平常時から避難支援が必要な方を知ってもらい、見守られていけば安心です。

● このためには、避難支援が必要な方が本人の同意を得た上で名簿を共有することとなるため、対象となる方に同意書

の用紙を送付いたしますので、手続きをお願いいたします。

● 対象となる方は次のとおりです。(ただし、社会福祉施設、医療機関等に入所又は入院している方を除きます。)

① 要介護認定者

要介護状態区分3～5を受けている方。

② 障害者

ア：身体障害者手帳(1・2級の交付を受けている方)。
 イ：精神障害者保健福祉手帳(1・2級)の交付を受けている方で単身世帯の方

ウ：療育手帳(A程度の交付を受けている方)。

③ 難病患者

北海道が発行する特定疾患医療受給者証の交付を受けている方。

④ 前3号に準ずる方で市長が認める方

● なお、この名簿の個人情報、この目的以外には使用しません。また、ほかに漏れるようなことのないよう、十分管理します。

問合せ 防災対策係

☎32-2211

⑤ 生活困窮者自立支援制度が始まりました。

こんなお悩みありませんか？

「収入が不安定で毎日が心配」「働いていない子どもの将来が気がかりで」「近所に相談できる人がいない」「仕事はしたいけど、なかなか仕事が見つからない」「そんな不安や悩みを抱え苦しんでいる方を、生活保護に至る前に相談にのり、支援するため、生活困窮者自立支援法が施行されました。

仕事に対する不安や引きこもりなど悩みを抱える方の相談に応じて生活保護を受給することなく自立できるよう個別に支援計画を策定し自立へと支援します。

「そらサポ」電話相談

月曜～金曜日(土日祝日除く) 午前9時30分から午後5時

「そらサポ」生活相談会を開催

「そらサポ」生活相談会を開催

「そらサポ」生活相談会を開催

「そらサポ」生活相談会を開催

「そらサポ」生活相談会を開催

「そらサポ」生活相談会を開催

「そらサポ」生活相談会を開催

「そらサポ」生活相談会を開催

第65回社会を明るくする運動

7月は、第65回「社会を明るくする運動」(犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ)を強く調月間です。

この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

今年度につきましても、7月18日(土)より開催されます。火まつり会場での啓蒙活動を行いますので、協力をお願いします。

また、小中学生を対象に作文コンテストも実施します。日常生活や、学校生活の中で体験したことを基に、犯罪や非行等に関して考えていることや感じたことを作文として表現し、本運動に理解を深めてもらうものです。詳しくは事務局までお問い合わせください。

問合せ
第65回「社会を明るくする運動」赤平地区実施委員会事務局・地域福祉係
☎32-22216

市長の資産等報告書公開

「政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、前市長の資産等報告

書を公開します。

閲覧開始日 7月1日(水)

閲覧場所・問合せ

庶務係 ☎32-22211

募集 recruit

赤平市職員の募集

【職種及び募集人員】

土木技術職：若干名

【採用予定年月日】

平成28年4月1日

【応募資格 試験区分】

昭和57年4月2日以降に生まれた以下の方

大学 学校教育法による大学

(土木課程専攻)を卒業または平成28年3月までに卒業

見込みの方

短大 学校教育法による高等専門学校を含む短期大学(土木課程専攻)を卒業または平成28年3月までに卒業見込みの方

(修学年限が2年以上の土木専門課程を設置する専門学校はこれを含む)

高校 学校教育法による高等学校(土木課程専攻)を卒業または平成28年3月までに卒業見込みの方

※赤平市職員となった場合、赤平市内に居住できる方

【第一次試験】

日時 平成27年9月20日(日) 9時受付

会場 赤平市コミュニケーションセンター(泉町4丁目1番地)

試験内容 教養試験・小論文

結果通知 平成27年10月中旬(予定) 文書で通知します。

【第一次試験】

日時 平成27年10月下旬～11月上旬(予定)

試験内容 面接試験

合否通知 平成27年11月中旬(予定) 文書で通知します。

【受験の手続き】

受付期間 平成27年7月3日(金)～8月14日(金) 平日8時30分～17時(土・日・祝日を除く)

※申込書の提出は、代理人・郵送でも可能です。

※郵送の場合は平成27年8月14日(金)消印まで有効です。

提出書類

① 赤平市が交付する受験願書及び履歴書

② 最終学歴校の卒業(または見込み)証明書

③ 最終学歴校の成績証明書

④ 82円切手1枚・長形3号封筒(受験者の住所及び氏名の記載したもの)

※書類不備の場合は、受付できません。

申込み・問合せ

赤平市役所総務課職員係

〒079-1192

赤平市泉町4丁目1番地

☎32-22211(内線324)

受験できない方

・成年被後見人及び被保佐人

・禁固以上の刑に処され、その執行を終えるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの方

・日本国憲法において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方

平成27年度「高齢者の歯のコンクール」出場者募集

対象 満80歳以上(昭和10年4月1日以前に生まれた方)

資格

① 20本以上自分の歯があること

② 歯および口の中が正常で健康であること

③ 歯口清掃が良好であること

④ 重度の歯周疾患になっていないこと

⑤ 自立して日常生活をおくっていること

期限 7月31日(金)

応募方法 電話か窓口でお申し込みください。(候補者の方は後日、指定の歯科医院で口腔

審査を受けます。詳しくは電話でご説明いたします。

申込み・問合せ

健康づくり推進係

☎32-5665

赤平火太鼓保存会

会員を募集します

練習日 毎週火曜日18時30分～21時・木曜日19時～21時

場所 東公民館(見学は自由です。ご連絡ください。)

募集人数 小学1年生以上、10名程度

募集期間 7月1日(水)～31日(金)

問合せ

竹村 ☎090-8896-2712

あなたの悩みに

すべての相談の相談料が**無料**になりました。

0125-22-8373

相談予約ダイヤル

平日 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)
土曜 10:00～13:00

をす 出します

札幌弁護士会 中空知法律相談センター